



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 7 月 24 日  
号 外 ( 第 55 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

88 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 1

## 規 則

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 7 月24日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第88号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4 の項中「ねこ」を「猫」に改める。

付則第2 項を次のように改める。

（平成25年 8 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間における給与の特例）

- 2 職員の平成25年 8 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間における給料月額は、第4 条から第6 条の2 まで及び大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第140号）附則第7 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、地域手当の額（期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）並びに期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

2 級	100分の7.97
1 級（61号給から125号給までのいずれかの号給を受ける者に限る。）	
1 級（1 号給から60号給までのいずれかの号給を受ける者に限る。）	100分の4.97

### 附 則

この規則は、平成25年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第4 の改正規定は、同年 9 月 1 日から施行する。